

# 滋賀県教育振興基本計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく滋賀県教育振興基本計画の策定にあたり、広く県民、教育関係者、有識者等からの意見や提言を計画に反映させるため、滋賀県教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、滋賀県教育振興基本計画について、必要な事項を協議し、答申を行うものとする。

## (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

学識経験者

市町教育委員会関係者

保護者

学校関係者

委員の公募に応じた者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

## (委員長等)

第4条 委員会には、委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

## (関係者の出席要請等)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成20年4月16日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成25年2月15日から施行する。